

うるま市監査委員告示第 3 号

令和 2 年度財政援助団体等監査の結果に対する改善措置について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定に基づき通

知があったので、同条同項の規定により次のとおり公表する。

令和 3 年 3 月 31 日

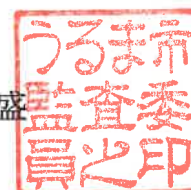
うるま市監査委員

安慶名 忠信



うるま市監査委員

沢紙 孝盛



うるま市監査委員

伊波 良明



令和2年度 財政援助団体等監査の結果に関する報告への措置状況について

(監査対象：令和元年度補助金交付団体及び指定管理団体)

項目	報告事項	講じた措置	担当課
1. 補助金交付団体（負担金支出団体含む）			
(1) ○ うるま市青少年健全育成協議会			
	○是正すべき事項等		
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金交付要綱の整備改善を求めるもの (ア) 補助金交付手続きを確認したところ、精算書において予備費に補助金が充当されており、また審査結果に基づく確定通知書も交付されていなかった。確定通知書は、補助金の原資である税金が適切に活用されたことを認めた文書であることから、実績報告書を精査し確定通知書を交付されたい。 (イ) 「うるま市補助金制度に関する指針」では認められていない経費の支出があった。補助金交付要綱で補助対象経費が明記されていないため、指針に沿った要綱を整理されたい。 	<p>(ア) (イ) 補助金交付団体の実績報告については、センターの統合もあり、確認を行う職員への引き継ぎもスムーズに行われていなかったため、是正が必要な事項についても適切に処理されておりませんでした。今後は、団体への指導助言を徹底するとともに実績報告等に不備がないようしっかりと精査を行い、補助金の確定を行います。</p> <p>また、ご指摘のありました補助金交付要綱の補助対象経費の明記についても要綱を整備してまいります。</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金交付団体 (ア) 役員手当、報酬にかかる所得税については、法人でない団体であっても源泉徴収すべきものであるので適切に対応されたい。 (イ) 旅費の内容を精査しないまま年度末に一括払いしており過払いが発生したため、今後は出張後に内容を精査し、都度払いに変更されたい。 	<p>(ア) 監査実施後、沖縄国税事務所にて源泉徴収に係る諸手続きを行いました。</p> <p>(イ) 過払い部分については、返還の手続きを行いました。今後は出張後に内容を精査し、その都度払いができるよう検討します。</p>	教育支援センター
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の団体運営に対して検討を求めるもの (ア) 教育支援センター長が協議会の事務局長を充て職として担っている。補助金交付側と財政援助団体の事務執行を同一人物が行っており、補助金がどのような成果を挙げたか適切に検証するためにも、教育支援センターと協議会のより適切な役割分担について検討されたい。 	<p>(ア) 所長が協議会の事務局長を担っている件については、適切ではないとセンター側でも課題としているところですが、限られた予算の中で役員報酬を確保し、新たに事務局長を配置できないのが実情です。今回のご指摘を受け、適切な役割分担ができるよう今後も青少年健全育成協議会と協議を重ねてまいります。</p>	

令和2年度 財政援助団体等監査の結果に関する報告への措置状況について

(監査対象：令和元年度補助金交付団体及び指定管理団体)

項目	報告事項	講じた措置	担当課
	<p>(2) うるま市与勝地下ダム土地改良区</p> <p>○是正すべき事項等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担当課に改善を求めるもの (ア) 交付申請から補助金の交付まで2ヵ月半を要したことに対して、担当課から明確な説明はなかった。また、事業効果として施設の適正な維持管理をあげているが、実績報告が適切かどうかを検証するための根拠となる補助対象経費が不明確なまま確定通知書が交付されていた。補助金交付事業の評価を適切に行うためにも、補助対象経費を要綱に明記されたい。 ・補助金交付団体に改善を求めるもの (ア) 役員報酬にかかる所得税については、源泉徴収すべきものであるので適切に対応されたい。 ・今後の団体運営に求めるもの (ア) 県費79億円、市費9億円を投じ整備された地下ダムは、平成22年7月の供給開始から10年以上が経過していることから、今後は設備の老朽化による更新費用が発生すると見込まれている。更新費用、維持管理費について県、市、土地改良区、関連団体でどのように負担していくのか検討されたい。 (イ) 整備されている給水栓1,668基のうち、現在稼働しているのは800基程度となっていることから、利用者増加策についても検討されたい。 	<p>講じた措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付については、交付申請書の修正等に時間を要したことでありますが、今後、団体と事前調整を行い速やかに交付出来るよう努めます。 ・対象経緯費の不明確については、要綱に対象費を明確にし記載していくよう努めます。 ・団体へ是正するよう通知いたします。 (ア) 施設の老朽化が進み維持管理費が増加するため、今後も団体への補助金は必要になります。負担額については、県、市、土地改良区で協議してまいります。 (イ) 給水栓の利用策については、年増加目標値の設定を検討するよう土地改良区と協議してまいります。 (令和2年度事業着手の具志川地区(イ草地域)の給水栓利用も見込まれる。) 	<p>担当課</p> <p>農水産整備課</p>

令和2年度 財政援助団体等監査の結果に関する報告への措置状況について

(監査対象：令和元年度補助金交付団体及び指定管理団体)

項目	報告事項	講じた措置	担当課
	<p>(3) ○ うるま市さとうきび生産振興対策協議会</p> <p>○是正すべき事項等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担当課に対する要望及び検討を求めるもの <ul style="list-style-type: none"> (ア) 公益事業に直結しない慰労会等の支出が73万円もあった。負担金の原資は税金であり、負担金目的、算定基準、対象経費など検証するとともに、団体への適切な指導、監督を要望する。また、協議会4支部において、具体的な使用計画のない多額の繰越金があり、負担金の減額についても検討されたい。 ・支払根拠の整備改善を求めるもの <ul style="list-style-type: none"> (ア) 11/22の沖縄県農業代表者大会に4支部が参加しているが、交通費、昼食代の取り扱いが支部ごとに異なっており、旅費の支給基準が定められていなかった。説明責任の観点からも協議会として統一した基準を整備されたい。 (イ) さとうきび生産者圃場植付調査の経費について、4支部で支払い基準が異なっていた。調査結果は県へ報告、活用されており調査員へ適正な対価を支払うためにも、協議会として統一した基準を整備されたい。 	<p>うるま市農業振興事業負担金交付要領（以下、「交付要領」という）を制定し、負担金の目的に応じた対象事業や対象経費を制限する規定を設けました。</p> <p>また、算定基準に関しては、うるま市さとうきび生産振興対策協議会（以下、「きび協」という）に対して、うるま市補助金等交付規則（以下、「規則」という）第3条第1項第3号にもとづいて「交付を受けようとする補助金等の額及び算出の基礎」となる資料を求めて検証します。</p> <p>さらに、具体的な使用計画については、きび協に対して、規則第3条第2項第4号の規定に基づいて事業計画に関する資料の提出を求めています。今後、きび協から提出された事業計画に対して具体的な使用計画の有無について確認するとともに負担金の減額に関して検討する予定です。</p> <p>(ア) 交付要領を制定し、交付対象経費に関する基準を設けました。負担金を原資とした交付対象経費の限度額および用途については市の条例や規則等に準ずるよう明記しており、きび協に対して交通費や昼食代、旅費の支給に関する基準として示します。</p> <p>(イ) 交付要領および関係する条例等にもとづいて、経費の基準を示すことで調査員への適正な対価に関して協議会の支払い基準を統一するよう促します。</p>	<p>農政課</p>

令和2年度 財政援助団体等監査の結果に関する報告への措置状況について

(監査対象：令和元年度補助金交付団体及び指定管理団体)

項目	報告事項	講じた措置	担当課
	<p>・視察研修の在り方に改善を求めるもの</p> <p>(ア) 本部と4支部で合計8回実施された先進地視察報告書の提出を求めたところ、報告書の確認ができないものがあった。生産農家へ先進事例を紹介するためにも報告書を作成し、協議会で情報共有する仕組みを構築していただきたい。</p> <p>(イ) さとうきび非栽培地域への県外視察が確認された。当該地域の農家が減少するなか機械化の推進状況を視察目的としているとのことであるが、3日間の行程表のうち視察は数時間程度であった。第3者から単なる慰安旅行と受け取られかねないため、目的に沿った視察先を選定していただきたい。</p> <p>(ウ) さとうきび生産者圃場植付調査は、生産農家からさとうきび栽培の現状を把握する機会となっている。その機会を活用し、先進地の事例を紹介する方法も一案と思料するので検討されたい。</p>	<p>(ア) 負担金により先進地視察などを行った場合は、交付要領に基づいて、うるま市職員服務規程第11条に準じて出張復命書を提出いただくとともに、きび協の事業報告へ追加することを求めます。</p> <p>(イ) 交付要領に基づいて交付対象経費および交付条件を示すことで目的から逸脱した負担金の使用を制限します。</p> <p>(ウ) さとうきび生産者圃場植付調査など生産農家と面談する機会を積極的に利用して先進地の事例紹介などを図っていくことを、きび協へ提案します。</p>	

令和2年度 財政援助団体等監査の結果に関する報告への措置状況について

(監査対象：令和元年度補助金交付団体及び指定管理団体)

項目	報告事項	講じた措置	担当課
2. 指定管理団体			
(1) ○ 安慶名自治会（うるま市地域交流センター）			
○是正すべき事項等			
	<p>① 担当課に改善を求めるもの</p> <p>(ア) 基本協定書第14条第2項に規定された月次状況報告書（徴収状況報告書）の提出日、受付日、決裁欄が全て空欄であった。担当課は、減免の適用誤りによる過徴収を把握しておらず、平成31年2月に作成された「うるま市指定管理者制度運用ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）で定める協定書や仕様書に基づく指導監督を怠っていた。公平性のない料金徴収は、市の行政運営に疑念を生じかねないことから指定管理者に対する監督責任を果たすよう担当課へ強く求める。</p> <p>(イ) 利用料金の減免について、規則第12条第7項で規定された「指定管理者が特に必要と認める場合」の適用があった。指定管理者の恣意的な適用を防ぐためにも、減免対象者を特定できる規定へ改正することが望ましい。また、実費負担とみなされる交流広場電源使用料金についても規則上は減免対象となっており、指定管理者が補填することになることから、減免の在り方について検討していただきたい。</p> <p>(ウ) 条例に規定されていない「音響設備」の利用料金が徴収されていた。設備利用に関する受益者負担の在り方について検討していただきたい。</p> <p>(エ) 経理に関する帳簿の保存年限を定める規定がなかった。利用料金領収書を確認したところ、一部の領収書が確認できず、また当該施設以外の利用料金領収書が混在していた。担当課は、本市の文書管理規程を考慮し保存年限を定め、指定管理者へモニタリングを通して適切に管理するよう指導されたい。</p> <p>(オ) 備品の帰属先が明確に定められていなかった。指定管理者が変更となった際、備品移管手続きに支障をきたすと思料されるため、協定書等で明確に定める必要がある。</p> <p>(カ) 修繕費については、ガイドラインで定められた実費精算への変更を検討されたい。</p> <p>(キ) 事業計画書で設置するとされていたAEDが設置されていなかった。事業報告書のなかに安全点検に関する項目がなく担当課は把握していなかった。利用者に損害を与えた場合、公の施設の最終責任は市が負うことから、モニタリングを通して適切に指導されたい。</p>	<p>①</p> <p>(ア) ご指摘の月次報告書の提出日につきましては、現時点において15日までに報告がなされていることもあり、改定の必要性について指定管理者と協議を行い対応して参ります。</p> <p>・決裁欄の空欄につきましては、減免適用の誤りがないよう決裁がなされており、改善されております。今後、減免適用した案件をチェックできるよう、センター内でのチェック機能の強化、及び「月次報告書」の書式を工夫（減免対象者が提出する利用許可書の添付等）するなど、指定管理者と協議を行い、市の方でもチェックできるよう改善して参ります。</p> <p>(イ) 規則第12条第7項の適用につきましては、ご指摘のとおり、恣意的適用を防ぐためにも、規則の改定を行い、減免対象者を明確化を図って参ります。</p> <p>・交流広場電源使用料につきましては、規則の改定を行い、減免対象から除外して参ります。</p> <p>(ウ) 音響設備の利用料金につきましては、受益者負担の観点から徴収の対象となるよう規則改定を行って参ります。</p> <p>(エ) 経理に関する帳簿の保存期限につきましては、条例及び施行規則において定めて参ります。現時点においては、条例・施行規則改定後、過年度分を含め整理し、適切に管理するよう指導を行っております。</p> <p>(オ) 備品の帰属先につきましては、指定管理者と協議を行い協定書13条を改定し、備品の帰属先を明確化して参ります。</p> <p>(カ) 修繕費につきましては、ガイドラインの規定のとおり、実費精算とするよう年度協定を改定して参ります。</p> <p>(キ) AEDの設置につきましては指定管理者の事業計画書に揚げられておりますことから、履行するよう、指定管理者と協議して参ります。また、「安全配慮義務」の観点から市において設置（委託料から支出）することを検討して参ります。</p>	都市政策課

令和2年度 財政援助団体等監査の結果に関する報告への措置状況について
 (監査対象：令和元年度補助金交付団体及び指定管理団体)

項目	報告事項	講じた措置	担当課
	<p>② 指定管理団体に改善を求めるもの</p> <p>(ア) 規約、組織図、役員名簿に整合性がなく、また協議会委員が監事を兼ねるなど組織の役割分担が明確でなかった。組織として地域交流センターを適切に管理運営するためにも、役割に基づく組織を整備する必要がある。</p> <p>(イ) 出納事務に必要な収入伝票、支出伝票が起票されておらず、決裁権者の最終確認がなされたか不明であった。その結果として、利用料金の未徴収と入金処理誤り、また条例に規定のない料金徴収や減免規定の適用誤りによる過誤徴収が発生した。担当課による指導の下、速やかに業務改善するよう求める。</p> <p>(ウ) 勤務日数、時間が明記された雇用契約が結ばれていない事務長へ報酬が支払われていた。実地監査後、雇用契約を結んだとのことであるが、事務長は経理とともに施設利用者の個人情報を取り扱っており、個人情報の取り扱いに適切な団体か疑義が生じる。担当課のモニタリングによる指導の下、適切に取り扱われたい。</p>	<p>②</p> <p>(ア) 役割分担に基づいた組織図の明確化を図るよう指導を行い、今後はヒアリングで執行体制の確認を行って参ります。</p> <p>(イ) 管理運営規約5条(会計)を遵守するよう指導を行っております。また、「月次報告書」に減免申請書等の添付を求めるなど、報告書提出資料の追加を行い、市においてもチェック機能の向上を図り、改善して参ります。</p> <p>(ウ) 契約締結の順守及び雇用形態が把握できるよう組織図の明確化を図るよう指導を行っております。また、個人情報の取扱いについても、条例23条を遵守し、細心の注意を払うよう指導を行っております。</p> <p>今後は、交流センターの運用全般について年2回程度のヒアリングを行い、監督責任を履行して参ります。</p>	